

平成28年 第3回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 6月17日 開会

美 瑛 町 議 会

平成28年第3回美瑛町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年第3回美瑛町議会定例会

平成28年6月17日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 一般質問〔沢尻 健議員、福原輝美子議員〕
- 第 3 議案第 1 号 十勝岳望岳台防災シェルター条例の制定について
- 第 4 議案第 2 号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 美瑛町税条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 4 号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 号 美瑛町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について
- 第 8 議案第 6 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について
- 第10 議案第 8 号 平成28年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第11 議案第 9 号 平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 第12 議案第10号 平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算について
- 第13 議案第12号 請負契約の締結について
- 第14 議案第13号 請負契約の締結について
- 第15 議案第14号 請負契約の締結について
- 第16 議案第15号 請負契約の締結について
- 第17 議案第16号 請負契約の締結について
- 第18 議案第11号 副町長の選任について
- 第19 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第20 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第21 議案第18号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第22 議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第23 議案第20号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第24 報告第 1 号 平成27年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第25 報告第 2 号 美瑛町土地開発公社の経営状況について
- 第26 報告第 3 号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について
- 第27 報告第 4 号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

- 第 2 8 報告第 5 号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について
- 第 2 9 意見書案第 3 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について
- 第 3 0 意見書案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「3 0 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書について
- 第 3 1 意見書案第 5 号 平成 2 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 第 3 2 議員の派遣について
- 第 3 3 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	福原輝美子	議員
2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
13番	杉山勝雄	議員
議長	14番 濱田洋一	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
会計	管理者		
税務	課長	古本	彰君
総務	課長	鈴木	貴久君
政策	調整課長	今瀧	毅君
税務	課参事	富田	敏博君
住民	生活課長	三田村	尚樹君
保健	福祉課長	小杉	昌敏君
保健	センター所長	森	法子君
保健	福祉課参事	田中	繁美君
経済	文化振興課長	嵯城	和彦君
文化	スポーツ推進室長	吉川	智巳君
農林	課長	大西	能正君
建設	水道課長	保田	仁君
水道	整備室長	中島	二郎君
町立	病院事務局長	平間	克哉君
総務	課長補佐	山下	浩史君
総務	課財政係長	竹本	匡志君
教育	委員長	大西	宣充君
教育	長	千葉	茂美君
管理	課長	宮崎	敏行君
図書館	長	野崎	千恵君
農業	委員会会長	川崎	章道君
農業	委員会事務局長	東本	浩昭君
代表	監査委員	有富	武君
監査	事務長	新村	猛君

○書記

事務局長 今野聖貴君
係長 佐藤誉修君

開会挨拶

○議長（濱田洋一議員） おはようございます。一般質問、残り今日は2名、沢尻議員、福原議員、よろしくお願いを申し上げたいと思います。改めて今日もまた雨でありますので、農業関係にとっては大変な状況にならないように願っているところであります。温度が上がってほしいという思いを持っております。そんなことでひとつ、最終日よろしくお願いを申し上げたいと思います。

開会及び開議宣告

○議長（濱田洋一議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人であります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（濱田洋一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、5番佐藤晴観議員と9号角和浩幸議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（濱田洋一議員） 日程第2、一般質問を行います。昨日に続いて通告の順番に発言を許します。

初めに6番、沢尻健議員。

（「はい」の声）

はい、6番沢尻議員。

（6番 沢尻 健議員 登壇）

○6番（沢尻 健議員） おはようございます。2日にわたっての一般質問ということで、町長ちょっとお疲れかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。

質問事項、十勝岳噴火災害対策について。回数制限で行いたいと思います。30年から40年周期で噴火を繰り返してきた十勝岳は、今いつ噴火が起きてもおかしくない時期にさしかかっています。これまでも本町は十勝岳砂防ダムの整備を進めるとともに、災害時における避難、災害情報を町民に瞬時に伝える防災無線のデジタル化など、災害への対応策の充実を進め

ていることは承知しています。また、1年に1度の防災訓練の実施など、災害時における身の安全確保等の取り組みが行われております。

第5次美瑛町まちづくり総合計画の中では、砂防事業拡充及び早期の完成に向けて関係機関との協議を進めると課題としてありました。早急な対策を進めるべきではないかと思っております。

今年度本町は、噴石からの緊急避難も想定し、望岳台にシェルターの建設を進め、9月末の完成を予定していますが、国に要望したもう一つ登山道のシェルター整備の実現はあるのでしょうか。また、避難道路としての美沢地区の町道の整備事業の加速化を望む地元住民の声もあります。最後にもっとも大事なことが安全で速やかな避難です。さまざまな災害時を想定した避難訓練も実施するべきではないだろうかと思っております。夜間の時間帯、高齢者や子どもがいない時など、想定外を想定した避難訓練の内容を検討するべきではないかと思っております。東日本大震災でも助かった人が、まず速やかに避難することと言っています。ハード面、ソフト面で行政として今すぐにでもやれることがあると思っております。

近づきつつある、十勝岳の噴火災害対策に対する町長の考えについて伺います。

○議長（濱田洋一議員） 6番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） おはようございます。昨日に引き続いて一般質問を答弁させていただきます。2名の議員の一般質問に答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。昨日ちゃんとリフレッシュしましたので、疲れは残ってませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

答弁を申し上げます。6番、沢尻健議員よりの十勝岳噴火災害対策についてであります。十勝岳噴火災害対策においては、過去に甚大な被害をもたらした融雪型火山泥流への対策整備が重要な課題であり、前回の噴火直後から十勝岳周辺火山泥流対策基本計画に基づいて、国直轄の砂防事業として継続整備が進められており、現在の進捗率は7割程度となっております。また、迅速かつ効果的に緊急対策を実施する減災緊急ハード対策では、保全対象及び美瑛川下流域への被害防止、軽減や避難時間確保のためのハード対策が噴火警戒レベルに合わせて実施されることとなりますが、本町としましては、火山活動が高まる傾向にある中で、早期の砂防事業完成に向けて、引き続き関係機関との協議や要望を実施してまいります。

現在、登山者や多くの観光客が訪れる本町を代表する観光地でもある望岳台に、突発的な噴火による噴石から周辺来訪者の安全を確保するため、防災シェルターの整備に取り組んでおります。登山道のシェルターの整備についてであります。国有林や国立公園内に設置を予定し

ていることから、国直轄の事業等でのシェルター設置の要望をしておりますが、国の直轄での設置の方向性は示されておらず、進展していない現状下にありますので、引き続き関係機関等と連携し、要望をしてまいります。また、避難道路としての美沢地区の町道整備は、年次計画に基づいて整備を進めており、引き続き町の財源を確保しながら計画的に整備を進めてまいります。

十勝岳噴火総合防災訓練につきましては、毎年、地域住民の皆さまにご協力をいただいて実施している避難訓練をはじめ、情報伝達、初動体制構築、救助救出などの各訓練などを実施し、これまでの訓練内容の課題を検証しながら、より質の高い訓練に取り組んでいるところでありますが、議員ご指摘のとおり様々な事態を想定した訓練も今後、重要となってまいりますので、町民の皆さまの理解と協力を得て、また、関係機関との協力が不可欠でありますので、調整を図り実施に向けた検討を進めてまいります。

町民自らが災害危機に主体的に備えるための防災意識の高揚と啓発に努めるため、また、自らの命を守る行動としての「速やかな避難」が最も重要であることから、東日本大震災において「釜石の奇跡」ともいわれる成果を挙げた片田敏孝氏を講師に招へいし、本年9月に防災講演会の開催を予定もしているところであります。

火山との共生は、本町のまちづくりの原点であり、ハード対策とソフト対策のそれぞれが有機的効果を発揮しながら、町民の皆さまが安全で安心して暮らし続けられるよう、継続して災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。以上であります

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、6番沢尻議員。

○6番(沢尻 健議員) 再質させていただきます。災害には地震、大雨など数々の自然災害があるわけなんです、今回はですね、十勝岳の噴火災害ということに特化して再質をさせていただきます。町長の答弁の中でですね、火山泥流対策の計画が70%ということで、我々地域に住んでるものは大体もう90%以上100%近く終わったんでないかなと感じてるところもありますけども、あと、継続的な事業というのはどのぐらいあるのか、分かればちょっとご説明をいただきたいなと思いますし、またですね、地域としての避難道路として美沢地区2年に1路線ということで完了させていただいておりますが、まだ3路線残っております。今やっている事業はですね、3年掛かってようやく1路線が完成するのかなと、地域ではこう見ております。できればですね、年次計画の中で確かに予算付けなどをしながらやっていただいているんですけども、その中身をですね、工事をですね早急にできないか、もう一度ですね、その年次計画の見直しの考えがあるかどうか、町長にお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 再質にお答えをいたします。十勝岳の噴火対策、防災という面で議員お住まいの地域はまさにそういった災害に直面する可能性のある地域を代表してのご質問であります。大変、十勝岳の噴火災害に対して住民の方々の意識も強いというふうに理解をしているところであります。十勝岳の国の事業としてはですね、かなり予定の大きな部分については進んできているんでありますけども、国交省側と林野の部分との境界、いつも申し上げますけども山の上の方はですね、なかなか進まないという部分がありまして、この辺につきましては私どもも要望を強化させていただいているところであります。一方で国交省側の部分、開発局の方で進めている部分につきましても、やはり事業を進めながら、いろいろと事業量がやはり思っているよりも多くなったり、そういった部分のずれはあるかというふうに思っていますので、そういった部分乗り越えて災害、噴火の危険性が高まっている中で災害の防止に十分に対応できる事業の進行をこれからも望んでいきたいと、実はこの7月にもまた要望の方、伺いますので、そういった部分でも強化をしていきたいと。いつも美瑛の町長は十勝岳のことをいつも強く言うと言われてますけども、今回もそんな面では強く言っていきたいというふうに思っているところであります。火山の噴火の部分についてはですね、大正15年で多くの方々が亡くなって、昭和37年ですか、その部分でも硫黄を採掘された方々が亡くなっているという部分でありますけども、大正の噴火の方がたくさん大きな被害があって泥流も大きかったということですけども、噴火自体はですね昭和37年の方が噴火は大きいんですね。噴煙も北方領土の方まで噴煙が流れて行って火山灰が積もったというような経過があってですね、やはり噴火については、その大きさだけでなく、いつ起こるか、どういう状況、条件の中で起こるか、それからどういう噴火の影響、例えば火山灰が大きく出る、そういう大きな噴火とは別にですね、雪を解かして流れてくるような泥流がやはり我々の地域に大きな被害を与えるというようなことから、防災の部分というのは数字だけでは見えない部分がたくさんあるというふうに思っています。今回議員からご指摘をいただいたいろんなことを想定しての対策を検討すべきだということであります。これは本当に重要なことだというふうに思っていますし、一方で住民の方々にやっぱり1番大きな部分については一時避難、我々が対応する部分では一時避難。もう噴火が起きたということで、その時にどうやって最初の避難体制がとれるかということが大きいことになりますので、意識的なそういう住民の方々の避難意識ということも、さらに啓蒙していくようなことを取り組んでいきたいというふうに思っています。路線のそういった面では、やっぱり安全な道路環境、避難するための道路環境も必要だというご質問、まさに当然だというふうに思っています。そういった部分では美沢地区の道路については今後、さらにスピードアップしていけるような検討をさせていただきたいというふうに思っていますので、またご意見等いただければというふうに思っています。以上であります。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、6番沢尻議員。

○6番（沢尻 健議員） 今、町長から力強い指摘をいただきました、大変どうもありがとうございます。ハード面ではですね、我々住民どうすることもできないということもあります。そんな中でですね、今町長一時避難が大事だという話で、これはソフト面で我々住民としてはやっぱり一時避難ということが1番大事ではないかなと思っております。そんな中でですね、これまで十数回我々も避難訓練に参加させてもらっております。何回やっても日時がわかって時間がわかって避難するというのは1番楽で緊張感もないというのも現状の中にだんだんたってきたのも現状であります。そんな中でですね、ここの地区だけは爆発してもおそらく災害には遭わないんでないかっていう、なんかそういう住民の妙な安心意識もあることも確かです。その考えを払拭する告知もやっぱり避難訓練の中では大事じゃないかと思っておりますので、その辺も行政としてやっぱりしっかりと災害起きた時はこうだよということをやっぱり周知してもらいたいなと思っております。今まで、昭和37年それから63年、経験したのはこの2回なんですけども、必ず夜中に起きているのが現状の中身で、やはりさっきも一般質問の中で言ったんですけども、夜の避難訓練というのは難しいことだと思いますけれども、もし可能であればですね、それを想定したような避難訓練のあり方もどこかで加えてもらえればありがたいなと思っております。訓練の見直しというんですか、これも大事な一つの避難に対する防御策だと思いますので、最後に町長にお伺いをします。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 避難をする上でいろんな住民の方々の思い、あるというふうに思っています。ここまでやらなきゃならんのかとかですね、こんなことでいいのか、これぐらいのことでいいのかとか、いろいろあるというふうに思っています。やはり今回の熊本の地震でもですね、あの地域の方々よく知っている方もいるんですけども、あそこで地震でああいう大きな被害があるなんていうことを想定した人はほとんどいないんじゃないか。ここは災害がなくいい土地だと、そして山と山に囲まれた平野で、物もたくさん採れるしというようなそういう地域で起こったということ。昨日も突然函館の方でということでもありますから、災害の意外性という部分については想定を超えるものだというふうに思っています。そんなことからするとちょっと私自身もまだまだ甘いというところを自分なりに理解しているんですけども、しかしこれやっぱり直面しないとなかなかそこまでいかないというのも現実でありますから、やっぱり何よりも大切なのは模擬でもいいからそう言った、常に訓練というようなことをですね視野に入れながら、常に同じ訓練というよりも、想定した玄関まででもいいですから、逃げる、車に乗る、そういう形でもいいですから訓練をしてみるというようなことも必要だというふうに思っています。自衛隊さんの方もですね、非常にこういった部分では訓練のレベルが高いものがあ

りまして、我々勉強させていただいています。実は現地訓練ばかりでなくてですね、模擬訓練等で我々の職員も参加させていただいて取り組みをしていますので、そういった部分を生かしながら、今後さらに議員ご指摘のような避難の訓練につながる意義深い有効な避難訓練につながるようなものが検討できればというふうに思っていますので、そういった面がありましたときには、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 6番議員の質問を終わります。

次に、1番福原輝美子議員。

（「はい」の声）

はい、1番福原議員。

（1番 福原 輝美子議員 登壇）

○1番（福原輝美子議員） おはようございます。一般質問、席は1番で一般質問は最後10番目です。私で終わりなのでよろしくお願いいたします。

1番福原輝美子。質問方式、回数制限。質問事項、憩町団地の住宅跡地の今後の活用は。質問の相手、町長。質問の要旨、憩町公住跡地の活用はどのようにと、平成27年第2回定例会で伺いました。その時の答弁で、美瑛まちづくり委員会をはじめ各分野から多くのご意見をいただきながら方向を決定したいと答弁をいただきました。また、今年度は、豊かな自然と個性あふれる文化が輝く丘のまちびえいを掲げ、第5次美瑛町まちづくり総合計画を策定され、平成28年から平成37年の10年間の計画の中には、憩町公住跡地の計画は触れていないように思います。そこで、憩町公住跡地はどのような今後の活用を検討されているのかお伺いいたします。

2項目目、自転車での丘めぐり旅人の道路通行と道路状況について。現在の美瑛町は、丘のまちびえいとして観光客も年々増加している中、団体のバス、JRで来られる方、その団体や旅人によって行動がさまざまのようですが、自転車で丘めぐりをされる方が多くなりました。道路は平坦ばかりではありません。山、坂がある中、五稜美瑛線、美田美瑛線の入り口は市街地から少し入った所からは歩道もなく、車道のみで坂道でカーブが多く、先が見えません。このような場所で自転車利用者と車が通行している状態です。小さな事故はありますが、大きな事故が起きないうちにと行政区の方が何度か役場担当課に話をされているようですが、この2路線について安心安全で通行できる部分的な道路改良について町長の考えをお伺いいたします。

○議長（濱田洋一議員） 1番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 1番、福原議員より10番目の質問ということで、1番と10番という

ことで切りのいい数字をもって今回ご質問いただきました。最後ということでもありますので、またよろしく願いいたします。

それでは質問事項2点であります。1点目の憩町団地の住宅跡地の今後の活用について答弁を申し上げます。町営住宅につきましては、町内において住宅に困窮する低所得者や子育て世帯に対し、低廉な家賃住宅を提供し、美瑛町住生活基本計画、美瑛町公営住宅等長寿命化計画などにに基づき町営住宅の整備と適正管理を行い、町民が快適で安心安全な住宅を供給し、社会福祉の向上を図ることを目的として進めています。

憩町団地は昭和40年から建設され、建設当初は141戸を有していました。以後およそ50年と耐用年数も大きく経過しており、建物及び各種住宅設備等の老朽化が進んでいるところであります。町としては、ご高齢の入居者も多く普段の生活に不便をきたすなどさまざまな課題があり、傾斜も多いところでもありますから課題があり、平成17年度から住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画によりまちなか移住を進めてきたところでもあります。

以前より入居者に対しては、新たに整備がされた大町・旭町・北町団地等のまちなかへの居住・移転を提案しておりますが、依然として十数戸の方が移転をされず、住み慣れた住まいや環境をなかなか離れられずにいるのも現状であります。今後も引き続き現入居者の意向等を確認しながら移転を進めていきたいと考えております。

ご質問にありました憩町団地跡地利用については、美瑛町住生活基本計画、美瑛町公営住宅等長寿命化計画で示すように入居者の移転等が終了次第、用途廃止を行った上で宅地分譲なども想定していますが、課題を整理し各分野の方々の意見を聞きながら民間等が活用できる部分も含めて、景観や環境等に十分配慮した有効な利活用方策を今後も引き続き検討したいと考えているところであります。

質問事項2、自転車での丘めぐり旅人の道路通行と道路状況について。現在、郊外の町道につきましても、道路改良工事に合わせて路側帯を広げるなど、自転車が安全に走行しやすい構造に改良を図っている路線もあり、今後においても同様な構造が可能で優先度の高い路線から、順次改良を図っていく考えであります。

しかし、本町の特徴的な景観を創り出す地形から、丘を縫って走る郊外の町道には、急な斜度の路線も多く、自転車走行には危険と思われる路線も少なくないのが現状であり、その全てを早急に改良することは困難であることから、自転車旅行や丘めぐり観光で来町される皆さまには、安全走行を心掛けていただくことが重要であり、そのための安全なコースの設定や危険と思われる箇所への注意標識を設置することも事故防止対策として実施したいと考えております。

また、日常の維持管理といたしましては、路面の凹凸の補修や見通しを阻害するカーブの雑木、雑草の除去等、こまめな補修工事を実施することが、安全な自転車走行にとって重要だと

考えているところであります。

五稜美瑛線、美田美瑛線のご指摘の箇所につきましては、すでに路線の一部について歩道の改修、路側帯の改修を実施済みであり、カーブミラーも設置してあることから、現在のところ道路改良工事は予定しておりませんが、地元行政区の方々とも協議の上、安全確保に努めてまいりたいと考えているところであります。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、1番福原議員。

○1番(福原輝美子議員) 再質させていただきます。1番の項目の中で、町長の答弁の中では美瑛町住生活基本計画では、まちなか移住の推進で憩町団地の跡地については美瑛町まちづくり総合計画と連携した取り組みとして町の環境と景観に十分配慮した中で宅地分譲などに有効と検討されているようですね、また、現在は長い間住み慣れた場所からは離れたくないとの言葉がありました。現在住んでおられる方たちは個人個人で住みよい環境を自分たちでつくり上げたところだからこそ離れにくい。そして、憩町という町内のおつき合いの方もいらっしゃる中で、移動については難しいことと思います。その中で美瑛町公営住宅長寿命化計画で示す入居の移転終了次第で用途廃止となっていますが、分譲を想定している中では、今マイホームで自分たちが住んでおられる方たちは高齢者の方が多く、私の住んでいるところは、この先どうなるんでしょうか、年々寂しさが増してきます。と、このようなお言葉がたくさんあります。そういうことなので、この地区はどのようになるのかという不安がある中で、行政からも何も話がないんだと。それで、何とかある場面をつくっていただいた中で、説明をしていただきたいという町民の憩町町民のお話がありました。町長いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 憩町の今後の活用、そしてまたどんな形で維持されていくのかということ、住民の方も心配してるよということのご質問だというふうに思います。我々としては、できるだけ早くですね移っていただける、そういったことになればと期待をしているところでありますが、一方でやはり議員ご指摘のとおり、そこに住み続けてきた方々の思い、そしてやっぱり高齢になってくると環境変わるとですね辛いという部分も、これもよくわかりますので、我々としては引き続き住みたいという方々の生活環境、例えば除雪ですとか、それから通路の関係、道路の関係、こういった部分も確保して、住んでる方々の利便性については確保したいというふうに思っています。ただ、町の施策としてですね、やはりあそこで坂の多い所ですね、これからも公営住宅を維持するということはなかなか難しい状況であると、今の人口の動態から見ても難しいところもあるということですから、あの場所をこういうふうにするから今後も住んでくださいという、なかなかその方針もですね、町の方針が一定の方向に行っている中で

示しづらい部分もありますので、そういった部分ではご理解をいただきたいと思います。ただ、あの土地が更地にならなかつたら何もしないのかということではありませんので、今後も全体の部分について、こういったことについては活用していくのもいいんじゃないかというような部分については、要望があったりご意見があれば、十分に配慮をしてやっていきたいと思います。というようなことで進めることは十分にあるというふうに思っていますので、そんなことで今のところ考えているということでご理解をいただきたいと思います。今住んでいる中で、我々としては住宅が撤去された段階でこういうふうにしたいというふうな計画を住民の方に見せるというのもまたこれ失礼なところもありますので、今のところ計画をどういうふうに、全体の計画をどうしていくかということを中心にいろいろな方々から声を伺いながら進めていく一方で、民間の方なりあその場所でこういうことをやりたいというふうなことがあれば、そこについては全体の計画ができていないので、それもだめだとかあれもだめだとかということではなく、方向性としてある程度、今後ともこういった取り組みではいいんでないかというものについては、町の土地等でもですね活用してもらおう部分にはやぶさかでないというふうに思っています。それと、今住んでいる方々に対して適正な維持、環境整備をしていく継続をしていくということで、その方向でいっているということでご理解いただきたいというふうに思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、1番福原議員。

○1番(福原輝美子議員) 再々質させていただきます。町長のおっしゃるとおり、なかなか難しい、住むところっていうのは難しい、でも長くたつたところもまだまだ難しいことがたくさんできると思います。そのなかなか難しいというところに住めば都、で、長くなるっていうのは当然のことで、今現在の憩町は憩町1丁目、憩町2丁目と町内があり、道路も憩町1丁目、2丁目、憩町1丁目1番地、2丁目、1丁目1番地、1丁目2番地、3番地、4番地、5番地、そして憩町2丁目線と道路が区画割りができ上がっての道路ができていると思うので、憩町の2番線から上の方に上がっていくと、もう平らな住宅はなくなって平地になっております。そのような平地の平らなところの上から見ると、何も無い草ぼうぼうの所ばかりしかできてこない。今現在はね。その中で、公園も丘のまちにふさわしい公園が29年度完成される予定で、住宅跡地も少しでも早く整理され、分譲することによって憩町を希望される方を受け入れ昭和時代の憩町に戻してあげたいな、そういうようなことにはならないんでしょうか。お尋ねします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 住宅地として、町営住宅を公営住宅を建設させていただいてということでもこれまでの経過であります。しかし、町営住宅としての場所が町民の方々から段々傾斜のあ

る土地で生活するのは辛いよということで、公営住宅自体の建築を町中の買い物ですとか、それから交通ですとか、そういった部分の利便なところにシフトしています。そのシフトしている中で憩町の公営住宅に住んでおられる方々に、どうぞ希望をとって移転をされる方は我々も優先的に対応しますということでこれまで進んできたところであります。ですから、あの憩町をですね、また公営住宅を建てて昔のようにということはもう時代の流れの中では難しいことではないかというふうに思っていますので、新たな憩町の土地の活用について我々検討していくということで議員もそのことをある程度理解していただきながらご質問いただいているというふうに思っています。そんなことから先ほども述べさせていただきましたとおり全体の部分について傾斜のあまり強いところですね、宅地を宅地をとというのは厳しいところもありますし、一方で、じゃあそこをみんな緑地にしてしまえばいいのかということになりますと、やはりそれもまたいろんなご意見もあり、住宅地になるようなところはそういった部分にすべきではないかというふうなご意見もあります。今のところそういう方向で検討させていただいているということで、そうなりますと分譲地ですとかそういったことの可能性も探っているということであります。一方では、先ほど申し上げましたとおり、憩町で活動されたいというふうな方々があれば、その活動内容でこれからの憩町の運営において問題がないと、一方では、そういった活用も推進するのが良いことではないかということ等を視野に入れながら今後も検討していきたいと、相談等をしていきたいというふうに考えているところであります。昭和の時代というような部分を全く同じようにはなりませんけども、憩町は憩町の重要な美瑛町の重要な地域として、これからも美瑛町の町民の方々に利する、利用できる、そしてまた美瑛町の良い区画だねと言われるような、そういう方向性を探っていきたいというふうに思っているところであります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、1番福原議員。

○1番(福原輝美子議員) 2番目の項目に再質させていただきます。答弁の中で五稜線、美田線の箇所は、すでに一部歩道改修、道路路側帯改修を実施済みとのことでしたが、私の質問の中はちょっとこの場所から上ということで、今現在、五稜美瑛線は大久保橋から大久保会館までは歩道、路側帯、幅の狭い路側帯ですが出来上がっています。その大久保会館から上が見通しの悪いカーブ、坂道という、車道しかないという状態なので、昨日の10番の穂積先生の話の中で、道路の白線引くにも勝手にできないんだというお話がありましたね。そんなことから、道路というのは非常に難しい、経費も掛かる、難しい窓口がたくさんあるということで、なかなか要望的には思うようにはいかないと思うんですが、その大久保会館から上のカーブというところとSカーブのところは車道しかない、大型バスと、先日大型バスが下から上がってきて、私の前に大型の車があって、そこへ自転車5台いました。どっちかで誰かが皆さんが気を付けて

2つ目のカーブのところであんなにそういう場面であって、誰かが止まらなかったら、私も止まって前の車は行こう行こうとしてます。でも、その前から来ている大型バスが止まってくれて、誰が先に行くんだっていてもぎりぎりの状態でどうやら自転車の方は片隅に行った、そういう状態の道路っていうのは今盛んにやっぱり北西の丘に行くバスがあそここの路線を通るんですね。違うこの道の迂回道っていうのは、国道から旭川に向かう途中の美瑛坂の左側に立派な国道が、ケンとメリーや北西の丘に行く道があるんですが、そのまわり道は使用しないで、どうしてもパンフレットを持って歩く自転車の人たちは大久保橋から入って行って上へ上がっていく状態なんですね。そういうところなのでとても危険性はあって、何度か事故がある。死亡事故は起こさないってところで本当に先週、まだ1週間たってません。そういうような状態が何度も何度もあるんです。でも皆さん危ないところは気を付ける。人間だから気を付けるというところが大きな事故にはならないと思うんですが、美瑛町は丘のまちで観光地として名が言わなくても売れている状態で、美瑛町はいいですね、きれいですね、とっても素敵ですね、いい思い出の場所ですねって言われるような、今の現在の丘のまちびえいなんです。それで、道路も改修工事というところ少し、少しばかりでない経費もかかるんだらうけども、もう少しちょっと観光客に対しての好意が必要でないかと思います。美田五稜線については、美田橋から歩道でなくて路側帯が左側と右側、左側は50センチぐらいの路側帯で、あとガードレールがあって、そして右側が路側帯が1メートル20センチあって、浅い水路がスキー場の入り口まである、こういう状態の道路の中で、左側はちょっと間違えばガードレールがあっても崖、150メートルだか200メートルの崖があって、川があってという状態なんですね。それであそここの路線の美田橋の麓で死亡事故が一度何年前にございましたよね。この道も狭いっていうか、でも広くしようとしても崖を崩さなければ広くはできないという状態で、スキー場の入り口から上はスキー場の入り口のところにミラーが1個立ってます。あとは上は大体見通しがつかないわけではないんですが、もう少し安全に走行できるような道であれば美瑛町はすばらしい観光地、すばらしいのに花丸が付くような観光地になるんでないだらうかと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 福原議員より、道路の現状と自転車に乗る方が増えてきてるよということでの安全について再質をいただきました。私も自転車に乗りますし、それから自転車のセンチリーライドという大会も非常に盛況で、いつも予定の人数を超えるような申し込みをいただいているということで、美瑛町のまちづくりの中に、通勤、通学の自転車ももちろんですけども、観光客の方が自転車を楽しむというそういった機会が増えてきてると、そして姿も多く見るようになってきているというふうに理解をしますし、議員もそういった状況を理解しながら

ご指摘をいただいているというふうに考えているところであります。当然、自転車を美瑛町のまちづくりの中に楽しみを入れると、自転車の楽しみを導入するという部分では環境整備というのが重要だというふうに思っていますので、今後とも、今ご指摘をいただいたところをチェックしながら対応をさせていただきたいというふうに思っています。美瑛町の場合、道路がですね600キロメートルもあってですね、除雪区間だけでも400キロメートルもあるという町でセンチュリーライドのような大会がですね、ひとつの町の中でできるというのは、なかなかないという評価もいただいています。そんなことから、道路がいっぱいあることがメリットであり、一方ではですね、その維持管理とか、時代に合わせた道路を形成していくという、非常に投資にお金がかかる、そういったことがマイナス面としてあるわけでありますから、我々としては今ご指摘をいただいたように、緊急度のあるようなところをやっぱり拾い上げて、そして改良していくということが重要だというふうに思っていますので、今後ともそういった方向性は引き続きとっていききたいというふうに思っています。一方で、やはり交通安全というのは、先ほどの災害対策も同じなんですけども、ハードだけをやればいいということではありませんので、ハード半分ソフト半分と考えれば、やはりソフトの面でも標識の設置ですとか急勾配、この道はこういう道ですよということを自転車の場合はライダーの方に理解していただけると、そういうことも重要なことだというふうに思っています。今現在美瑛町でも自転車の交通にどういふふうな形でコース設定ですとか、安全の確保ですとか、安全の告知ですとかそういった部分、こういう道路だよというような告知をどうするかというようなことも検討中でありますので、議員ご指摘のような部分について、ソフトの面からも今後対応していく、検討させていただきたいと、そして実施していきたいと思っておりますので、そういった面からもご指導いただければというふうに思っています。そんな状況であるということをお答えさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、1番福原議員。

○1番(福原輝美子議員) 再々質させていただきます。今後もしろいろと気を配って町長はよく観光地の方々の、観光地としての安心した観光客を迎えるようなお話ありがとうございました。最後ですが、美瑛町は自然が作り上げた観光地として観光客は年々多く、丘のまちびえいとして観光客のために美瑛の絶景丘めぐり、丘ぐるっとバスが運行されています。8月～9月に運行されているようですが、それでも自転車の利用というのは高く、自転車で丘めぐりされる方たちが多く、雨の日でも自転車に乗ってマップを見ながら丘めぐりを楽しまれて、今いる現状です。そしてまた、その中で自転車のお店ではお客様に自転車の乗り方とかブレーキとか、そしてまた道路交通の説明もされていて、ご指導も受けながら自転車リースの方の商売をやっておられる。それでも日本人じゃなくて外国人が多くて、マップ見たら外国語でも書いて出てる、そういうことなんですけども、乗ったらまあということに乗ってしまうんだらうと思いま

す。そういうことで、安全である道というのはなかなかつくり上げることはできないんですが、こんなような状況の丘のまちびえいで、楽しく無事故で観光される方々が安全な道路で危険なところは標識、カーブミラーなどが、今はカーブミラーだけ1個ずつついている状態、どこにでも最低のところでは付いています。でも危険な所で危険ですよっていう標識はあまり見受けられません。そういうことで、小さいところで気を使ってあげれば、せっかく美瑛町にお出でになる方で、楽しかったな、また来ようかな、お友達と来ようかなという、そういう気持ちになってほしいことなので、そういうことで、この件は終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 先ほど答弁させていただきましたとおり、自転車の安全性という部分では、コースの設定も含めて、安全を啓発するような方法も検討してるということで、今議員がご指摘の方向、我々も同様に考えているということで、ご理解をいただきたいというふうに思ってます。美瑛観光の部分でいろんな方々に多く来ていただけるまちになりましたが、去年のように中国の方が多く動くというような部分、これはしかしいろいろこう波があるんだというふうに思ってます。そういう面からすると、美瑛のまちづくりと観光という部分につきましては、丘めぐりでたくさんの方が来てくれるという、観光バスで来てくれるということも大事なことでありますけども、美瑛町に来て何時間か滞在して楽しんでいただける、そういう地域づくりをすることが重要でないかというふうに思ってます。そんな面からすると、雨の日はどこか施設の方で楽しんでいただく、晴れになったら美瑛で自転車に乗って楽しんでいただく。そういった地域と観光の共存というような方向性を探りながら、今後もこういった自転車の通行等の環境整備等も取り組んでいきたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) はい、1番議員の質問を終わります。

以上で、通告のありました質問については全部終了しました。これをもって一般質問を終わります。

日程第3 議案第1号 十勝岳望岳台防災シェルター条例の制定について

○議長(濱田洋一議員) 日程第3、議案第1号、十勝岳望岳台防災シェルター条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては1頁から3頁になります。条例の制定要旨は、別冊資料の1頁から3頁までになります。

この条例の制定につきましては、十勝岳の突発的な噴火災害などから、登山者、旅行者の生命及び身体を保護するとともに、火山防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりに寄与するために設置する本施設の運営、管理について定めるため、新たに十勝岳望岳台防災シェルター条例を制定するものであります。最初に議案を朗読させていただき、その後資料に基づき条例の目的、内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは別冊資料の条例の制定要旨により説明させさせていただきますので、別冊の資料の1頁をお開き願います。

1の制度の制定趣旨につきましては、冒頭に説明したとおりでありますので省略をさせていただきます。

二つ目の施設の概要からになります。概要についてでありますけれども、現在、9月末日を工期として工事を進めております。本施設は、十勝岳の大正火口から約3キロメートルに位置していることから、噴火、噴石に耐え得る構造で石貼り外壁、景観色彩を用い、周辺景観に配慮した外観としています。内部には美瑛産カラマツを使用し、緊急避難時には100人程度が収容できる規模で3日分の食料や防災物品などを備蓄します。平常時には来訪者へ火山防災に関する情報提供と火山と共生するまちづくりを発信してまいります。

(3)になります。施設構造は、鉄筋コンクリート平屋造り、建築床面積は368.38平方メートルです。

次に、3の施設管理運営ですが、町が管理し運営いたします。

次に、4の制定概要です。本条例は、第1条の目的から施行規定までの全18条から構成されております。順に申し上げます。

第1条で本施設の設置目的、第2条で施設の名称と位置、第3条では本施設で行う事業、第4条は開館時間、第5条では入館料無料とする規定、第6条で施設の一部使用、第7条で使用許可と許可条件について、第8条は使用料、第9条は使用料の減免、第10条は使用料の返還、第11条は使用許可の制限、第12条は使用許可の取り消し等、第13条は目的外使用等の禁止を規定しています。

次の頁になります。第14条は使用後の原状回復と、その要した費用は使用者負担とすること、第15条は取り消し等による損害の責任、第16条は行為の制限、第17条は損害の賠償、

第18条は施行規定を規定しています。

資料の説明は以上になります。議案集の3頁にお戻り願います。

議案集の3頁下段附則からになります。附則、施行期日、第1項、この条例は平成28年10月1日から施行する。準備行為、第2項この条例による事前の使用の手続き、その他必要な準備行為はこの条例の施行の日前においても行うことができる。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。議案第1号に対する総括質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、日程第3、議案第1号は総務文教常任委員会に付託のうえ閉会中の継続審査としたいと思ひます。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は総務文教常任委員会に付託のうえ閉会中の継続審査とすることと決定をいたしました。

日程第4 議案第2号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第4、議案第2号、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第2号の提案理由につきましてご説明をさせていただきます。議案集につきましては4頁になります。条例の改正趣旨及び新旧対照表は、別冊資料の4頁から6頁になります。今回の条例改正につきましては、学校教育法の一部改正により小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことにより、これに関係する二つの条例、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例と、美瑛町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例についての一部改正を行うものです。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正は、職員の早出遅出勤務の条文に義務教育学校を追加するもの、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では同様

に追加し、放課後児童支援職員の資格枠を拡充する改正です。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

資料に基づく説明は省略させていただきます。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(濱田洋一議員) 10時45分まで休憩します。

休憩宣告(午前10時30分)

再開宣告(午前10時45分)

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて会議を再開します。

日程第5 議案第3号 美瑛町税条例等の一部改正について

○議長(濱田洋一議員) 日程第5、議案第3号、美瑛町税条例等の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、古本税務課長。

(税務課長 古本 彰君 登壇)

○税務課長(古本 彰君) おはようございます。議案第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては5頁から12頁、条例改正要旨は資料の7頁から9頁、新旧対照表につきましては資料の10頁から29頁までになります。今回の条例改正につま

しては、地方税法等の一部改正に伴い美瑛町税条例の一部を改正するものです。改正の概要につきましては、通則では修正申告書の提出等に伴う延滞金の見直しによる改正、町民税では法人町民税の法人税割の税率の改正、個人町民税、法人町民税の修正申告書の提出等に伴う延滞金の見直しによる改正、セルフメディケーション自主服薬の推進に係る所得控除の導入に伴う改正などがあります。固定資産税では、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及びわがまち特例の導入による改正であります。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、改正内容を資料の改正要旨によりご説明させていただきます。資料の7頁でございます。なお、文末の括弧内はそれぞれ該当する条番号及び改正附則等の条番号となっております。また、改正に伴う新旧対照表は資料のうち10頁から29頁までになりますのでご参照願います。

初めに通則でございます。修正申告書の提出等に伴う延滞金の見直しによる改正では、法人町民税について修正申告書の提出等があった場合において延滞金を計算する際に一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備を行うものです。

次に、町民税でございます。まず一つ目の法人税割の税率の改正については、消費税率の引き上げ及び地方法人特別税、譲与税制度の廃止に伴い地域間の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、法人町民税、法人税割の一部を交付税で原資化することに伴い、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことにより改正を行うものです。

資料の8頁になります。個人町民税、法人町民税の修正申告書の提出等に伴う延滞金の見直しによる改正については、個人町民税、法人町民税それぞれについて修正申告書の提出等があった場合において延滞金を計算する際に一定の期間を控除して計算することとする改正を行うものです。

セルフメディケーション、自主服薬の推進に係る所得控除の導入に伴う改正につきましては、現行の医療費控除の特例として適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から検診や予防接種等を受けている個人を対象としてスイッチO T C医薬品の購入についてセルフメディケーション、自主服薬推進のための所得控除制度が導入されたことに伴い改正を行うものです。ただいまの説明中のセルフメディケーションという言葉ですが、これは自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当てするということを言っているものです。

また、スイッチO T C薬という言葉ですが、これにつきましては以前は医療品であったものが市販薬として薬局でも買えるように販売が許可されたものを言います。

次に、資料の9頁になります。固定資産税です。固定資産税では、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及びわがまち特例の導入による改正についてですが、再

生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について固定価格買い取り制度の対象になっていた太陽光発電設備が除外され、対象外であった自家消費型太陽光発電設備を追加し、中小水力、地熱、バイオマス発電設備について特例率が拡充され、この特例措置の適用期間を2年間延長し、この特例措置については減額割合を市町村が判断できるようにするわがまち特例が導入されたことに伴い改正を行うものです。その他といたしまして、地方税法等の一部改正により条文の整備など関連規定を整備するものでございます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） この条例の中の最後の固定資産税の、

○議長（濱田洋一議員） ちょっと待ってください、討論ですから真ん中でお願ひしたいのと、賛成か反対かどちらか。

○2番（中村俱和議員） 質問にします。取り消します。

○議長（濱田洋一議員） 質問は終わっていますので。

討論やりますか。どちらですか。

○2番（中村俱和議員） 反対討論です。

○議長（濱田洋一議員） はい、それではこれから討論を行います。まずは原案に反対者の発言を許します。

（「はい」の声）

2番中村議員。

（2番 中村 俱和議員 登壇）

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。この中で、固定資産税に関して反対いたします。再生可能エネルギー発電設備にかかわる課税標準の特例措置について太陽光発電設備が除外されました。これはですね、この部分について私は反対いたします。このことによってですね、太陽光発電の買い取り制度にブレーキがかかるのではないかと思います。今のご説明の中でのぐらいの課税が増加するの点についてはお答えはありませんでしたが、私は、これは全体的に見て、これから太陽光発電を広げていく上で、やはり大きなマイナス要因になるの

ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「はい」の声）

はい、12番佐藤議員。

（12番 佐藤 剛敏議員 登壇）

○12番（佐藤剛敏議員） はい、12番佐藤ですが、今の提案の反対討論に対しまして、私の方からひとつ賛成討論を申し上げたいと思います。これは、あくまでも税条例でありまして、国の施策によるものと考えます。1町でこれを反対するというには税の公平性からいくと欠けるものと思われまますので、私としては賛成したいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） はい、他に討論ありませんか。

（「なし」の声）

はい、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第5、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町税条例等の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第6、議案第4号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、古本税務課長。

（税務課長 古本 彰君 登壇）

○税務課長（古本 彰君） 議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては13頁から14頁、条例改正要旨は資料の30頁、新旧対照表につきましては資料の31頁から35頁までになります。今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い美瑛町都市計画税条例の一部を改正するものであります。改正の概要につきましては、都市再生特別措置法に定める認定誘導事業者が取得した一定の施設に係る課税標準について、わがまち特例に係る特例の割合とするものであります。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、改正内容を資料の改正要旨によりご説明させていただきますので、資料の30頁をお開き願います。また、改正に伴う新旧対照表につきましては、資料の31頁から35頁になりますのでご参照願います。改正の内容です。地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に係る特例の割合についてですが、都市再生特別措置法に定める認定誘導事業者が取得した一定の施設に係る課税標準について、その特例割合を5分の4とするものでございます。

その他といたしまして、地方税法等の一部改正により条項のずれ、条文の整備など関連規定を整備するものでございます。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

はい、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号美瑛町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第7、議案第5号、美瑛町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、古本税務課長。

（税務課長 古本 彰君 登壇）

○税務課長（古本 彰君） 議案第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては15頁、条例改正要旨は資料の36頁、新旧対照表につきましては資料の37頁から38頁までになります。今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものです。改正の概要につきましては、

行政不服審査法の施行に伴い所要の規定の整備を行うものです。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、改正内容を資料の改正要旨によりご説明させていただきますので、資料の36頁をお開き願います。また、改正に伴う新旧対照表につきましては、資料の37頁から38頁になりますので、ご参照願います。改正の内容につきましては、平成28年4月1日からの改正の行政不服審査法の施行に伴う引用条文の整備を行うものでございます。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業等に関わる利用者負担に関する条例の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第8、議案第6号、美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業等に関わる利用者負担に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、小杉保健福祉課長。

(保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇)

○保健福祉課長（小杉昌敏君） おはようございます。議案第6号の提案理由につきましてご説

明を申し上げます。議案集につきましては16頁から21頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の39頁から44頁になります。今回の条例改正につきましては、子ども子育て支援法施行令が一部改正され、子どもが複数いる低所得世帯、及び低所得のひとり親世帯等の利用者負担額の軽減措置が拡充されたことに伴い、本町の特定教育、保育施設等においても、子ども子育て支援法施行令の一部改正が施行される平成28年4月1日に遡り利用者負担軽減措置を適用するため、本条例の一部を改正するものであります。最初に議案を朗読させていただきます、その後改正内容につきましてご説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料によりご説明させていただきますので、別冊資料の39頁をお開き願います。1の改正要旨につきましては、前段でご説明申し上げましたので説明を省略させていただきます。

2の改正概要につきましてご説明を申し上げます。本条例の改正点は2点でございます。まず1点目は、低所得世帯の多子軽減措置の拡充であります。現行制度では満3歳以上の就学前子どもで保育を必要としない教育認定子どもの利用者負担額にあつては、同一世帯に満3歳から小学校3年生までの範囲の子どもが複数いる場合は、最年長から順に2人目は利用者負担が半額、3人目以降は無料となっております。また、保育を必要とする保育認定子どもの利用者負担額にあつては、同一世帯に小学校就学前までの子どもが複数いる場合に、同じく最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料となっております。改正後につきましては、教育認定子どもに当たっては市町村民税所得割の額が7万7100円以下の世帯、保育認定子どもにあつては、市町村民税所得割の額が5万7700円未満の世帯については、最年長の年齢に関わらず、最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料となる軽減措置を行うものでございます。

2点目は、ひとり親世帯等の軽減措置の拡充でございます。教育認定、保育認定の子どもの利用者負担額にあつては、市町村民税所得割の額が7万7100円以下の世帯は現行の軽減措置に加えまして、最年長の年齢にかかわらず、最年長の1人目は半額2人目以降は無料となる軽減措置を行うものでございます。

以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業等にかかわる利用者負担に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第9、議案第7号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、小杉保健福祉課長。

(保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇)

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、22頁から24頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の45頁から48頁になります。今回の条例改正につきましては、子ども子育て支援法施行令が一部改正され、低所得の多子世帯、及びひとり親世帯等の利用者負担額の軽減措置が拡充されたことに伴い、へき地保育所において市町村民税所得割が一定額未満の多子世帯及び市町村民税所得割が一定額未満のひとり親世帯等の軽減措置を拡大するもので、子ども子育て支援法施行令の一部改正が施行される平成28年4月1日に遡り適用するため、本条例の一部を改正するものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料によりご説明をさせていただきますので、資料の45頁をお開き願います。1の改正要旨につきましては前段でご説明申し上げましたので説明を省略させていただきます。

2の改正概要につきましてご説明を申し上げます。本条例の改正点は2点でございます。1点目は、低所得世帯の多子軽減措置の拡充であります。現行制度では同一世帯で2人以上入所している場合の利用者負担額は最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料となっておりますが、改正後は市町村民税所得割の額が5万7700円未満の世帯については、最年長の

年齢に関わらず、最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料となる軽減措置を行うものでございます。

2点目は、ひとり親世帯等の軽減措置の拡充でございます。市町村民税所得割の額が7万7101円未満のひとり親世帯等の利用者負担額については、最年長の年齢に関わらず、最年長の1人目は半額、2人目以降は無料となる軽減措置を行うものでございます。

以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 平成28年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第11 議案第9号 平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について

日程第12 議案第10号 平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

○議長（濱田洋一議員） 日程第10、議案第8号、平成28年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第11、議案第9号、平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件、日程第12、議案第10号、平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まずは議案第8号についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は25頁から42頁になります。今回の補正につきましては、行政区会館の備品等補助、情

報戦略推進事業、地域おこし協力隊管理事業、まちづくり寄附金件数増に伴う関連費用、介護予防事業の新総合事業モデル事業、新子ども子育て支援システム事業、農業関係各事業に対する間接補助事業、十勝岳線、道路改良舗装事業、丘のまちびえいまちづくり寄附金の基金積立金などの追加と平成27年度で地方創生加速化交付金の採択を受けた各事業に係る平成28年度分予算、重複計上分の減額などがございます。それでは最初に議案条文を朗読し、その後補正の内容についての説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の方から説明いたします。33頁をお開き願います。歳出になります。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額50万円の追加、行政区会館運営費補助事業、行政区会館備品等の申請件数の増加に伴う追加でございます。

第5目財産管理費、補正額87万円の追加、庁舎維持管理事業、課長職などの事務用椅子などの老朽化に伴う追加でございます。

第6目情報管理費、補正額498万6千円の追加。1番、情報戦略推進事業550万円の追加でございます。町のホームページを更新し、近年急速に普及しているSNSなどのツールの連携、ウェブサイトをもとに内容を配信すべく、新たに作り代える委託費と更新作業用のタブレット端末機の購入でございます。

2つ目、社会保障税番号制度システム整備事業248万6千円の追加。社会保障税番号制度マイナンバーカード発行システム事務費に係る負担金の追加で、全額国費で追加されるものでございます。

3番目、情報ネットワーク構築事業300万円の減額。3月に地方創生加速化交付金の採択を受けましたこの事業につきまして重複していた分アプリ開発の委託について減額するものでございます。

第7目地域振興費、補正額296万9千円の減額。1番、日本で最も美しい村推進事業80万円の減額、それから(3)の丘のまちびえい活性化協会補助金872万8千円の減額、こちらにつきましては、地方創生加速化交付金重複計上分、採択を受けましたので今年度減額するものでございます。

2つ目、地域おこし協力隊管理事業、こちらにつきましては、新たに2名の方を地域おこし協力隊隊員として活動するための費用を追加するものでございます。

次の頁になります。同じく第10目災害対策費、補正額50万円の減額。防災活動事業、防災講演会講師招聘に係る報償について、地方創生加速化交付金事業に採択されたことに基づきまして今年分を減額するものでございます。

12目諸費、補正額514万7千円の追加。1つ目、十勝岳ジオパーク推進事業618万円

の減額。こちらも地方創生加速化交付金事業採択に伴います今年度分の協議会分、活動費分を減額するものでございます。

まちづくり寄附金管理事業、ふるさと納税寄附金増に伴う贈答品費用などの追加でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第7目地域支援事業費、補正額128万円の追加。介護予防事業、介護保険制度改正に伴い平成29年度から実施する新総合事業について内容を検討するため、モデル事業実施委託料の追加でございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額64万8千円の追加。新子ども子育て支援事業、子ども子育て支援法施行令改正に伴いまして保育所等の利用者負担額の軽減措置の判定を行う支援システムの改修委託費の追加でございます。

第2目保育所費、補正額7千円の追加。どんぐり保育園管理運営事業、保育中の軽度な事故などで病院に掛かった医療費について、日本スポーツ振興センターから共済給付決定に伴う追加でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額3047万9千円の追加。1つ目、農業技術研修センターの改修事業。現在施設の外壁改修などを行っております。その中で灯油地下タンク配管の一部損傷が見つかったため、その配管取り替え工事の追加でございます。

2つ目、農薬適正使用推進事業、150万円の追加。病虫害雑草防除に向けた農薬登録拡大を推進するため、美瑛町農協が実施する農薬残量調査に対し補助するものでございます。全て国費で町で受けまして農協に支出するものでございます。

3番目、環境保全型農業直接支払推進事業1万円の追加。この事業の配分内示額増に伴う追加でございます。

4つ目、産地パワーアップ事業2854万5千円の追加。産地パワーアップ計画に基づいて農業者が実施する農業機械リース等に2分の1以内を支援するもので、こちらも国費を町で受けて農業者等に支出する追加でございます。

第3目畜産業費、補正額3億8549万6千円の追加。酪農畜産収益力強化整備等特別対策事業、取組主体の株式会社美瑛牧場が美馬牛地区に牛舎等を建設する事業で実施するために、国の補助金を町で受けて支出する追加でございます。

第2項耕地費、第3目基幹水利施設管理費、補正額175万5千円の追加。基幹水利施設管理運営事業、老朽化に伴う除塵栓、それからダム管理棟の給水ポンプの更新に係る費用の追加でございます。

次の頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、補正額911万1千円の減額。1つ目、美瑛町観光協会補助金、二つ目、観光振興対策ライトアップ事業、いずれも地

方創生加速化交付金事業に対して採択されたことに伴う今年度分の減額するものでございます。

第4目交流促進施設費、補正額6万5千円の追加。交流促進施設管理運営事業、夜間金庫利用料に伴う追加でございます。

第5目ビルケの森費、補正額105万9千円の追加。ビルケの森パークゴルフ場運営事業、5月11日に発生した強風被害による倉庫などの修繕に係る費用の追加でございます。一部災害共済金を財源充当をいたします。

第2項文化スポーツ振興費、第4目郷土学館費、補正額533万7千円の減額。郷土学館管理運営事業、備品購入について地方創生交付金採択に伴う今年度分を減額するものでございます。

第6目保健体育総務費、補正額22万円の追加。各種スポーツ大会派遣事業、空手少年団員の全国大会出場に伴う経費を助成するものでございます。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費、補正額3500万円の追加。白金十勝岳線道路改良舗装事業、同路線の損傷が激しいため、防災上の観点から改良舗装工事を伴う追加でございます。

次の頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額100万円の追加。教育委員会事務局管理事業、平成28年度末に休校となる明徳中学校の式典等に係る追加です。

第2項小学校費、第2目教育振興費、補正額15万円の減額。キャリア教育推進事業、こちらも地方創生加速化交付金採択に伴うふるさと学習講師料謝礼分を減額するものでございます。

第3項中学校費、第2目教育振興費、補正額101万4千円の追加。中学校災害共済給付事業、中学校生徒の事故に伴う医療費について日本スポーツ振興センターからの共済給付決定に伴う追加でございます。

第4項社会教育費、第2目公民館費、補正額57万8千円の減額。公民館事業、郷土学館で行う講座の講師謝礼が地方創生交付金に採択されたことに伴いまして減額するものでございます。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業、ふるさと納税分寄附金の追加でございます。6月1日現在、申し込み件数が855件、納税金額1241万9千円分を基金に積み立てる追加でございます。

次に歳入について説明いたします。29頁にお戻り願います。歳入になります。第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額500万円の追加。特別交付税、地域おこし協力隊算入1人当たり250万円の2人分の追加でございます。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第3目農林水産業費負担金、補正額38万円の

追加。基幹水利施設管理負担金白金地区ダム管理等に係る修繕分の、上富良野町、中富良野町からの追加負担金でございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額98万6千円の追加。社会保障税番号制度システム整備費補助事業248万6千円追加。こちらの事業費の全額国費の追加でございます。

2つ目、地方創生推進交付金加速化交付金採択に伴いまして当該交付金の充当分を減額するものでございます。

第2目民生費補助金、補正額32万4千円の追加。子どものための教育保育事業費補助金。この事業のシステム改修費2分の1の補助金を追加するものでございます。

第15款道支出金、第2項道補助金、第1目総務費補助金、補正額25万円の減額。地域づくり総合交付金地方創生加速化交付金採択に伴いまして当該交付金の減額でございます。

第4目農林水産業費補助金、補正額4億1615万4千円の追加。農薬適正使用推進事業補助金150万円。こちら美瑛町農協実施の農薬残量調査の追加でございます。

2つ目、環境保全型農業直接支払推進事業補助金1万円、10割補助分の内示追加でございます。

3つ目、産地パワーアップ事業補助金2854万5千円。農業者の農業機械リース歳出同額補助分でございます。

4つ目、酪農畜産収益力強化整備等特別対策事業補助金3億8549万6千円。株式会社美瑛牧場牛舎等建設に伴う費用、歳出同額補助でございます。

耕地費補助金60万3千円の基幹水利施設管理事業補助金でございます。こちらについては施設の修繕費用の補助金の追加でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額1241万9千円の追加。まちづくり寄附金855件分の追加でございます。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額1720万8千円の減額。丘のまちびえいまちづくり基金繰入金、地方創生加速化交付金採択に伴い、この基金を財源としていた事業について充当していた分を減額するものでございます。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額1216万円の追加。前年度繰越金、平成27年度の繰越額につきましては1億8203万7千円で、今回補正による計上額累計額は3236万円となり、平成28年度の保留財源におきましては1億4967万7千円となっております。

第20款諸収入、第5項雑入、補正額133万5千円の追加。町有建物災害共済金31万4千円の追加。ビルケの森パークゴルフ場倉庫強風被害共済金の40%分の追加でございます。

日本スポーツ振興センター補償金、共済給付額決定に伴う補償金の追加でございます。

次の頁になります。第21款町債、第1項町債、第4目農林水産業債、補正額40万円の追

加。緊急防災減災農業技術研修センター改修事業債、同センターの灯油配管工事の起債の追加です。

第5目商工債、補正額340万円の減額。過疎対策ソフト分観光振興対策事業債ライトアップ事業について加速化交付金に採択されたため、事業費補助金相当分を減額するものでございます。

第6目土木債、補正額3500万円の追加。緊急防災減災白金十勝岳線道路整備事業債、白金十勝岳線道路についてその費用分の起債を追加するものでございます。

続きまして、第2表の説明をいたします。28頁にお戻り願います。第2表地方債補正、起債の総額に3200万円を追加し、総額を15億6980万円とするものです。

起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。

変更、起債の目的、緊急防災減災事業、変更前限度額3億610万円、変更後限度額3億4150万円。過疎対策事業、変更前限度額8億2050万円、変更後限度額8億1710万円、合計。変更前限度額15億3780万円、変更後限度額15億6980万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更前と同じです。

26頁、27頁の第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、小杉保健福祉課長。

（保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇）

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 議案第9号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は43頁から48頁になります。美瑛町老人保健施設ほの香は平成18年度から指定管理者制度を導入し、また、平成23年度からは、施設の介護サービス提供に係る介護保険事業収入や利用料などを指定管理者の収入とする利用料金制度を導入しているところであります。今回の補正は、美瑛町老人保健施設ほの香の指定管理に関し指定管理者である社会福祉法人美瑛慈光会と美瑛町が締結している指定管理者基本協定書において、前年度決算に事業利益が発生した場合の町への納付規定に基づき事業利益の一定額を町が収受することによる歳入の補正と、これを財源として基金への積み立てを行う歳出の補正であります。それでは議案条文を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。議案集の47頁、48頁をお開き願います。歳出、第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目老人保健施設事業基金積立金、補正額423万4千円の追加補正でございます。この積立金は、老人保

健施設ほの香の施設及び設備の大規模な改修などに備えるため、指定管理者からの利益納付金を財源として基金へ積み立てるものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。45頁、46頁にお戻りください。歳入、第4款諸収入、第2項雑入、第1目雑入、補正額423万4千円の追加補正でございます。内容は、施設運営事業利益納付金で指定管理者基本協定書において、美瑛町老人保健施設ほの香の決算における事業利益の30%を町に納付する規定となっていることから、平成27年度の運営において約1411万6千円の事業利益が生じたことから、事業利益の30%の423万4千円を利益納付金として指定管理者から収受するものであります。

なお、44頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。以上で、議案第9号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、平間町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 平間 克哉君 登壇）

○町立病院事務局長（平間克哉君） それでは、議案第10号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、49頁から50頁になります。今回の補正につきましては、旭川医科大学外科学講座により設立されました一般社団法人アミューズへの会員参加に係る負担金の増額補正をお願いするものでございます。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、収益的支出についてご説明をさせていただきます。議案集50頁をご覧ください。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第3目経費、諸負担金60万円の増。この増額補正につきましては、本年4月に旭川医科大学外科学講座において道北地域の外科医療の安定と発展、外科医師の育成確保を目的として設立された一般社団法人アミューズにつきまして、町としてその設立趣旨に賛同し医師確保対策を進めることから、会員として参加するための負担金60万円の増額補正をお願いするものでございます。以上、提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これで、3案件について提案理由の説明を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時43分）

再開宣告（午後1時00分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。3案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、3案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第8号について総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第8号についての質疑を終わります。

次に、議案第8号についての質疑を行います。議案集33頁から36頁まで、はじめに平成28年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第3款民生費までについての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、12番佐藤議員。

○12番(佐藤剛敏議員) はい、12番佐藤でございます。総務管理費の財産管理費の中で、庁舎の維持管理事業で備品購入費ということで管理職の椅子の購入ということの説明でございましたが、同じように職員も椅子は劣化していると思われるんですが、その辺については今後どのようにお考えでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木貴久君) 今回の補正につきましては、管理職等、参事職等の15脚の更新を予定してございます。昨年より庁舎内を回って老朽化が激しいものについて3つほど先に先行して取りかえましかれども、今ご質問ありました、一般職員に対しましても、今後状態を確認しながら、環境を整えることで職員も心新たにすがすがしい気持ちで職務をしていただくことも大事なことから、財源を見ながらお伺いを立てまして、本年度になるのか、また次年度になりますか更新していくことを検討してまいりたいと思っております。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めて、次に進みます。

次に、議案集37頁から40頁まで、第6款農林水産業費から第8款土木費までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に進みます。次に、議案集41頁及び42頁、第10款教育費から第12款諸支出金まで

についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めて、次に進みます。

次に議案集29頁から32頁まで、歳入全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次へ進みます。次に議案集の25頁から28頁まで、平成28年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに第2表地方債補正について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第8号について質疑を終わります。

次に議案第9号についての質疑を行います。議案集は43頁から48頁まで。平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第9号について質疑を終わります。

次に、議案第10号についての質疑を行います。議案集は49頁から50頁まで。平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文、補正予算の説明全般についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。医大の新体制についてですね、医大の新体制が変わって医療体制の安定化という目標のもとにアミューズがつくられたと。そのアミューズに我が病院も加入するという案件がありました。それで60万円という予算が想定されたわけですが、このアミューズについて伺います。このアミューズに入った場合ですね、いろいろな縛りが出てくるのではないかなということを懸念いたします。そこで、どこの世界でもですね、どの分野でも業界でも切磋琢磨すると、いろいろな機関からいろいろな組織から集まって切磋琢磨するというのが、この社会の原則だと思うんですけども、医者の世界というのは非常に狭いんですね。特に、そういう同じ機関から集まってくると、やっぱり上下関係ができてしまうんですね、はっきりと。そうでなくても上下関係はしやすいものですが、この

アミューズの場合ですね、そういう縛りが無いのか規定が無いのか。そして、このアミューズ以外ですね医療機関から、医者が来たいと、それから呼びたいという場合は、ここのアミューズに加盟しているためにその障害にはなっていないのか。この障害について伺います。あるのか無いのか伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、平間町立病院事務局長。

○町立病院事務局長(平間克哉君) 今回のですね、この加入につきましては、あくまでもですね旭川医科大学の外科学講座、外科の全分野を統括する外科学講座がございますけれども、そこの方が新体制の中でこのような一般社団法人をつくって外科医師を育成し、道北地域の方に定着させ、道北地域の中での外科医療をですね発展安定させるためのものということで、今回設立というふうな形になっております。私たちの方ですね美瑛町立病院といたしましても、当然この道北地域において旭川医科大学のですねサポートといいますか支援といいますか、そういう医者の派遣を含めまして、大きなものですので、今までもですね、医者の派遣を受け当直も含めまして病院の運営にですね大きくなっておりますので、関係をですね良好な関係の中で進んでおります。今後につきましても、この関係を保ちながらですね一部旭川医科大学の医師育成の部分に参加し、今後の医師確保の対策を進めていきたいということが、今回のものがございます。なお、他の医師の影響はないのかということでございますけれども、道内にあります北大の医学部、札幌医大、そして旭川医科大学ということになりますけれども、この中でですね、派遣につきましては北海道の中で医療対策協議会があり、そこに常に派遣要請をですね病院からあげまして、医師派遣の調整を行っておりますので、今後につきましてもそれは継続的に行い将来的な医師確保は当然として進めていくというふうに考えておりますので、この団体に加盟したことによって障害は今後もないというふうに考えております。

○議長(濱田洋一議員) はい、他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第10号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第8号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで、議案第8号についての討論を終わります。

次に、議案第9号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第9号についての討論を終わります。

次に、議案第10号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで、議案第10号についての討論を終わります。

これから日程第10、議案第8号の件を採決します。議案第8号、平成28年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第9号の件を採決します。議案第9号、平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第12、議案第10号の件を採決します。議案第10号、平成28年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 請負契約の締結について

○議長（濱田洋一議員） 日程第13、議案第12号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第12号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は52頁になります。5月31日に入札を執行し現在仮契約を交わしている本事業について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものです。本事業につきましては、災害時における災害情報や避難情報を町民の皆さまへ瞬時かつ的確に伝達するため、老朽化した既存のアナログ方式の設備をデジタル方式に更新するべく、平成24年度から5か年計画で進めているものであります。本年度で事業年度最終年の年になります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第12号の件を採決します。議案第12号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 請負契約の締結について

○議長(濱田洋一議員) 日程第14、議案第13号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、三田村住民生活課長。

(住民生活課長 三田村 尚樹君 登壇)

○住民生活課長(三田村尚樹君) 議案第13号の請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては53頁になります。町営住宅北町団地は平成26年度から建設事業を進めており2棟目の事業になります。今年度は北町団地2の1号棟建設工事としまして、木造2階建て1棟4戸の事業であり、6月9日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第13号の件を採決します。議案第13号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 請負契約の締結について

○議長(濱田洋一議員) 日程第15、議案第14号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、田中保健福祉課参事。

(保健福祉課参事 田中 繁美君 登壇)

○保健福祉課参事(田中繁美君) 議案第14号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては54頁になります。現在の保育センターは平成8年に建設され建設から20年が経過し、保育所、子育て支援、発達支援ともに女性の社会進出による共働き世帯の増加などから、利用ニーズが高まり、現在の施設では手狭となり、保育や子育て支援において支障が出てきております。保育、子育て環境の充実を図り、子供たちが伸び伸びとした環境の中で健全な児童の成長を促す保育の提供が必要なことから、既存施設を有効に活用しつつ現在不足している機能を補完するとともに、保育、子育て環境の充実を図るため保育センターの増改築工事を行うものであります。6月9日に入札を執行し仮契約を締結しているところであり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第14号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第14号の件を採決します。議案第14号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 請負契約の締結について

○議長(濱田洋一議員) 日程第16、議案第15号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、保田建設水道課長。

(建設水道課長 保田 仁君 登壇)

○建設水道課長(保田 仁君) 議案第15号の請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては55頁になります。町道丸山通り線は、平成26年度より歩道拡幅及び電線地中化、照明施設等の道路改良工事を進めております。本年度も引き続き道路改良舗装工事を行いたく丸山通り線道路改良舗装工事第2工区として6月9日に入札を執行し仮契約を交わしているところであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものでものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第15号の件を採決します。議案第15号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 請負契約の締結について

○議長(濱田洋一議員) 日程第17、議案第16号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、宮崎管理課長。

(管理課長 宮崎 敏行君 登壇)

○管理課長(宮崎敏行君) 議案第16号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の56頁をお開きください。昭和57年度に建設いたしました美沢小学校は建設後33年が経過し施設の老朽、設備の劣化が進んでることから緊急防災減災事業債を活用し平成27年度、28年度の2年間で改修工事を施工するものでございます。本年度体育館等の一部外壁工事、校舎棟の屋根、外壁、内装等の改修、照明のLED化、トイレの洋式化などを行い、非常用発電機の付設を行うものでございます。6月9日に入札を執行し仮契約を交わしてるところであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。指名競争方式ですけども、この件についてですね、入札指名業者の数ですけども、今回も6つの業者ですね。この数は毎回そうですけども、他の物件もそうですけども、なぜ6社なんでしょうか。これを増やせないという理由は何かあるのでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、塚田副町長。

○副町長(塚田聡仁君) ただいまの指名に関してのご質問でありますので、指名委員会の委員長としてお答えをさせていただきます。今回の管理課の美沢小学校の改修工事の指名について6社ということですが、この6社を選定した理由としまして、美瑛町の過去の建設工

事等々で実績のある業者を指名させていただきました。なお指名の数ですけれども、財務規則上ですね、5社以上を指名するということから5社以上ということで6社を指名したということでもあります。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2番、中村議員。

○2番(中村俱和議員) 指名業者の数が5社以上になるようにという規定があるわけですね。そうしますと、6社でも7社でも10社でも構わないというわけですか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、塚田副町長。

○副町長(塚田聡仁君) 原則5社ということですので、その中で過去の実績のある業者を選定したということですので。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2番、中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、実績のある業者ということは理解しますけれども、その数についてですけれどもね。これは今までの入札をずっと見てきますと大体二つのグループが交互に入札してるということは私は感じ取っておりますけれども、これを今後、業者の数を増やしていくという検討はされますか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 塚田副町長。

○副町長(塚田聡仁君) 現段階では現在の指名の方法でやっていきたいと考えております。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第16号の件を採決します。議案第16号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（濱田洋一議員） 日程第 18、議案第 11 号、副町長の選任についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 議案第 11 号につきましては、町長の方から提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。頁数は 51 頁であります。まず朗読をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

防災体制や地方創生及び情報戦略など組織体制の強化を目的にということで、条例の改正等もお認めをいただいたところであります。大変感謝をしているところでもあります。その改正に基づき副町長の 2 名制ということで体制を整備したく今回石井典夫氏を副町長に任命したく、議会の同意をお願いするものであります。石井典夫氏の略歴でありますけども、美瑛町東町 3 丁目 5 番 28 号、昭和 30 年 4 月 7 日生まれ、61 歳ということであります。学歴につきましては、昭和 49 年 3 月に北海道美瑛高等学校を卒業しております。主な職歴については、ご存じのとおり役場職員として長年活躍をいただいております。税務課長、また総務課長等を歴任をいただいたところでもあります。平成 28 年 3 月に定年退職をし、現在総務課付の特任参与という職で業務を遂行していただいているところでもあります。これまでの石井氏の業務に当たる姿勢、そしてまた持っている経験等、非常にまちづくりにこれからも活躍をしていただけるという思いを強くしての選任であります。どうかよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、7 番野村議員。

○7 番（野村祐司議員） 7 番野村です。よろしくお願いいたします。副町長の選任について、改めて町長にご質問をさせていただきます。現在、副町長 1 名制で担当しておりますけど、もちろん塚田副町長も浜田町長の腹心として立派に業務に奨励されているということでありまして、この辺はだれもが認めているところがございます。副町長 2 名体制については、町民あるいは一般の方から職員の方からも 1 名でいいのではないかというような声もありましたけ

ど、先般の町長の、いわゆるその危機管理、防災上からいってどうしてもこれは必要だということありまして、私どもも条例の改正に同意をしたということでございます。もちろん危機管理、大事なところでありますので、これまでの総務課長としての識見を十分いかしていただきたいと、職能を発揮していただきたいと思っておりますが、あわせて、昨日町長の定例会の答弁の中で、副町長制度以前の収入役、あるいは助役になぞらえて職務の高さも述べられたところでございます。町の代表、あるいは町の顔ということありますので、この人事案件については町長にありますので、町民からも高い関心があるということで今回選任の副町長について改めて魅力的で人間的であると思っておりますけど、町長の方からその思いを述べていただきたく申し上げるところでございます。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 今回の案件については、人事の選任についての案件で条例改正になって副町長の部分に対する説明等は、2名制の説明等は終了しています。ここでそのことを再度私が説明するということにはなりませんので、先ほど述べさせていただきましたとおり識見、そしてまた経験豊富な人間が活躍をしてくれるという期待を持って選任をさせていただき同意をお願いするものだというので、説明の方は終了させていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。議長すみませんがよろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。

(「はい」の声)

12番、佐藤議員。

○12番(佐藤剛敏議員) はい、12番佐藤でございます。今の話で思いは伝わったんですが、これから役場の行政の執行するとして、その辺の町長の思いを十分に職員なりに伝わっているとお考えでしょうか。当然議会3月なりですね今回出てきたわけですが、そのいろんな会議とかにおいて、例えば町長の方から説明もございました。事務分担だとかの分けみたいな感じで議会の方には説明あったんですが、町の職員が執行していく上で、この辺も十分浸透されるとお考えでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) この件につきましても、今回は人事案件でありますので、そこを論議しますと、この提案の内容とまた違った部分の論議になりますので、私としてはこれからも十分職員の皆さん方と、それから管理者、理事者が協力し合って体制をつくっていくと、そんな思いであるということで、今回の答弁はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「はい」の声)

はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) 9番でございます。石井氏でございます。長く職員をお務めになられまして、町民の方もその人柄もご存じでしょうし、またもちろん職員の皆さまも石井氏の人柄もご存じだと思います。町民、職員の皆さんから副町長として適任であると歓迎されて迎え入れられることを願う次第でございます。私ども議会ももちろん石井氏とお付き合いございましたけども、ただ町民ですとか職員の皆さんとの間の関わりというのは私たち議員としては知る立場にございません。そこで、上司として石井氏とお付き合いございました町長の目から見まして、石井氏の町民との対応の仕方、また部下に対する対応の仕方、管理職としての能力適性などについてどのような評価をお持ちであるかお聞かせいただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 人材という部分では、いろんな評価それぞれがありますので、その部分を誰かがこう言った、誰かがこうだというふうなことの部分は、私の方からも、町長からも見たくてこうだと言質はやはり避けたいというふうに思ってますが、基本的にまちの発展に寄与していただける経験と、それから人格を持った方だというふうに考えて今回提案をさせていただくところであります。当然職員である部分と、また理事者という部分とはその立場が変わってきますので、その部分については理事者として、住民の方々また職員の方々にさらに一層信頼していただけるような、そういう業務の当たり方について私からいろいろと協議をし協力し合っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「はい」の声)

2番、中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。私は石井典夫さんの人物について云々するつもりはありません。しかし、石井さんは長年まちの職員として勤務してきたわけですね、私は議員になってからひしひしと感じるんですけども、この世界、この庁舎の世界と、それから町民との感覚にかなりのギャップを感じます。端的に申し上げれば、早い話が、やはり副町長は町民一般のこれまでにこの庁舎に関わってこなかった方から選ぶべきではないかなと思うんですけども、そういった候補者の検討は、そういう視点からの候補者の検討はしたんでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、広い人材を確認しながら、今回同意を求める案件を提案させてい

ただいたとこであります。

○議長（濱田洋一議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論でありますけれども省略をしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

はい、異議なしと認めて、これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第11号の件を採決します。議案第11号、副町長の選任についての件を同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は同意することと決定をいたしました。

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（濱田洋一議員） 日程第19、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。本件について提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 諮問第1号につきまして、人事案件であります私の方から、町長の方から提案理由の説明をさせていただきます。まず朗読をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

人権擁護委員であります。美瑛町では現在3名、うち女性1名の方々が法務大臣の委嘱によって人権擁護活動並びに自由人権思想に関する啓蒙活動などにご活躍をいただいているところであります。本町の人権擁護委員のうち平成28年6月30日をもって任期満了となる委員から、今回退任の申し出があるため後任委員の候補者を推薦させていただくものであります。推薦候補者の奥山清氏は、教員として道立の各高等学校で勤務され、美瑛高等学校長を歴任後に退職され、平成20年4月から美瑛町教育委員会生涯学習課専門員を経て、平成20年10月から美瑛町教育長を務められ、平成24年9月30日をもって任期満了により退任をされているところであります。大変ご活躍をいただいたということで私も感謝をしているところであります。教育者として献身的な行動力、指導力を評価するとともに、人権擁護委員の要件であ

る識見、人格ともに優れており、広く社会の実情に通じ、人権擁護に対する理解が深いことから、この度人権擁護委員候補者として推薦をさせていただくものであります。よろしく願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時43分）

再開先行（午後 1時44分）

○議長（濱田洋一議員） 再開します。休憩前に続いて会議を再開します。

お諮りします。本件はお手元に配付してあります意見のとおり答申をしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

はい、異議なしと認めます。したがって諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付の通りの意見とし答申をすることと決定をしたいと思います。

日程第20 議案第17号 辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について

○議長（濱田洋一議員） 日程第20、議案第17号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第17号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集の57頁をお開き願います。旭地区、五稜美園地区及び朗根内地区の3地区の道路などの公共的施設を今後整備するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、議会の議決を得て辺地に係る総合整備計画を策定し、国に提出することにより、辺地対策事業債の財政措置を受けることができることから、議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読し、その後内容を説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第17号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。議案集57頁から61頁まで、議案本文及び総合整備計画書について質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。この5か年にわたる事業計画書ですけども、こ

の中には路線が3件、5路線ですね。3件5路線。それからポンプ車の更新が1件、合わせて15億5400万円になると思うんですけども、道路だけで15億3千万円、これの内容なんですけども、この中には仕様は全く記載がありません。メーター数もありません。道路の案内図はありません。横断図もちろんありません。排水路の工事をやるのかどうかもわかりません。これはあれですか、資料として甚だ不備だと思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか、何か理由がありますか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、保田建設水道課長。

(建設水道課長 保田 仁君 登壇)

○建設水道課長(保田 仁君) ただ今のご質問ですけれども、ただ今の5路線につきましては、現在2路線についてはまだこれからの実施設計になりますので、基本的なですね、将来の改良計画はこれからの設定になります。実際に改良がですね今年度から始まっている路線もありますが、それについてはですね、予算の平成28年度の事業予算の事業概要書の中でですね、朗根内上俵真布線とそれから、美園村山線、それと旭美瑛線に申し訳ありません。その2路線についてはですね、構造等はですねお知らせはしているかなと、延長等はお知らせしているかなと思いますけれども、旭千代ヶ丘線、それから旭美瑛線、それと北瑛旭第6線についてはこれからの実績になりますので、そちらの方は今後きっちり決めていくような形になると思います。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2番、中村議員。

○2番(中村俱和議員) 私は資料がね出てきてないということを申し上げたんです。その理由を聞いたんです。私はね、路線の長さをお聞きしました。総務課の方に聞きました。それで分かったことはですね2650メートル最初、旭地区は2650メートル、それから600メートル、それから9370メートル、この3路線があります。その他の路線も他の2点もお聞きしました。そして単純に平均してですね単価を出してみました。そうしますと3万円から41万円まで、かなり開きがあるんですね。結局開きがあるということは、それだけ仕様書が、仕様はかなり開きがあるということですね、多種多様なことになってると思うんです。道路幅は大体一緒でも、法のつけ方とか、排水路の工事だとかそういうことが入ってくるだろうと思うんです。だから、当然こういうものはやはり概算を出してるんですから、概算ですね。概算金額出てるんですから、やっぱりそれに相当の説明は必要だと思いますよ。これは国の国土交通省ですか、そこに持ってくんですか。官僚はこれでは納得しないでしょう。私たち町民もどこにあるのか路線が分かんないんですから、官僚はもっと分からないでしょう。どうでしょうか。

○議長(濱田洋一議員) 暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時54分）

再開宣告（午後 1時55分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続き会議を再開します。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） まず今回の議案の提案につきましては、今後辺地債を利用して活用のもとで実施できる5か年計画をそれぞれ3地区において上げたものがございます。こちらにつきましては、最大事業ということで国の様式に定められたものに従って財源の内訳等について記載してございます。したがって、これまでの概算事業費等につきましてはそこまで求められるものではないです。また、辺地債にご説明を簡単に申し上げますと、交通条件であるとか地理的要件であるとかいろいろな恵まれない土地、山間地であるとか離島であるとかというところがあります。そういったところで電気であるとか生活関係、それから道路関係で環境が生活水準が一時的にちょっと低いということで、そういうところを何とかしようということで、総務省の方で国の自治体の財政負担をなくすということで辺地債の適用がなった方が整備されたわけがございます。それで、そのために財政上の必要な特別措置を図るために、格差是正を図るために、こちらのそれぞれ要件に満たしている、この美瑛町に置いての3地区においての有利な過疎債より有利な辺地債を利用して今回の消防ポンプ車、それから道路の設備をしていくということで国に計画を上げて、これから国に提出して国が認めた場合にこの辺地債を活用できるというような内容になってございます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） 中村です。私は金額が15億くらい強の予算は、これは概算だということは理解してますよ。だけど議会に出す以上ですね15億円の内訳をやはり明らかにする必要があるんじゃないですか。それをしないっていうことは議会軽視ではないでしょうか。資料はこれしかないんですから。これ審議のしようがないですよ。いいも悪いもできないですよ。これ判断できないですよ。そのことを言ってるんです。

○議長（濱田洋一議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 1時56分）

再開宣告（午後 1時57分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続き会議を再開します。

（「はい」の声）

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） 先ほどから説明しておりますように、こちらの計画につきましては

総合整備計画書ということで計画段階の概算数字でございます。それは了解の上だと思いますけれども、実質工事発注につきましては、それぞれ単体で予算づけをしておりますので、その段階で予算の内容で審議になると思っておりますので、その中でご質問いただければ確実になるかと思っております。まずはこれについては国の辺地債を借りるための計画で、これだけ概算で必要だということを挙げております。

○議長（濱田洋一議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

はい、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第17号の件を採決します。議案第17号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第18号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

日程第22 議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第23 議案第20号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○議長（濱田洋一議員） 日程第21、議案第18号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件、日程第22、議案第19号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件、日程第23、議案第20号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を一括議題とします。

これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まずは、議案第18号についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第18号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は62頁になります。改正に伴う新旧対照表は別冊資料の49頁になります。標記事務組合の構成団体に加盟している北空知学校給食組合が解散し脱退したことに伴い、北海道市町村総合

事務組合同規約の別表第1及び別表第2の変更を要するため地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第18号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) はい、課長そのまま。

次、議案第19号について提案理由の説明を求めます。

続けてください。

○総務課長(鈴木貴久君) 議案第19号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は63頁から65頁になります。改正に伴う新旧対照表は別冊資料の50頁から53頁になります。議案第18号と同様に表記組合の構成団体に加盟している北空知学校給食組合が解散し脱退したことに伴い、北海道市町村職員退職手当組合同規約の別表の変更をするものです。あわせて別表の表中の市町村の一部事務組合に区分していた表を市町村単独と一部事務組合及び広域連合との2区分にする変更、それに伴う規約の条文の文言の整備をするものでございます。地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第19号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) はい、課長そのまま。

次に、議案第20号について提案理由の説明を求めます。

はい、鈴木課長続けてください。

○総務課長(鈴木貴久君) 議案第20号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は66頁になります。改正に伴う新旧対照表は別冊資料の54頁、最終頁になります。議案第18号と同様に標記組合の構成団体に加盟している北空知学校給食組合が解散し脱退したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の別表第1の変更を要するため地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第20号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) 以上で、3案件について提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで3案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第18号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案第19号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案第20号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。3案件の討論については一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、3案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

はい、討論なしと認めます。これで議案第18号から議案第20号までの討論を終わります。

これから日程第21、議案第18号の件を採決します。議案第18号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい挙手多数であります。したがって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第22、議案第19号の件を採決します。議案第19号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第23、議案第20号の件を採決します。議案第20号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第20号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(濱田洋一議員) 2時20分まで休憩します。

休憩宣告(午後 2時08分)

再開宣告(午後 2時20分)

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。短くて大変申し訳ございません。

日程第24 報告第1号 平成27年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（濱田洋一議員） 日程第24、報告第1号、平成27年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 報告第1号について、その内容について申し上げます。議案集は68頁から70頁になります。平成27年度一般会計補正予算、第2号、第11号、第12号、及び繰越明許費補正、第7号において、平成28年度に繰り越して執行することの議決を得た18事業について地方自治法施行令の規定により報告するものです。それでは議案を朗読し内容を説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

はい、異議なしと認め、したがって報告第1号の件は報告を終わります。

日程第25 報告第2号 美瑛町土地開発公社の経営状況について

○議長（濱田洋一議員） 日程第25、報告第2号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての件を議題とします。本件についての提案と説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、保田建設水道課長。

（建設水道課長 保田 仁君 登壇）

○建設水道課長（保田 仁君） 報告第2号の美瑛町土地開発公社の経営状況について議案の内

容をご説明申し上げます。議案集につきましては71頁から75頁になります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。経営状況全般についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第26 報告第3号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について

○議長（濱田洋一議員） 日程第26、報告第3号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、嵯城経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 嵯城 和彦君 登壇)

○経済文化振興課長（嵯城和彦君） よろしく申し上げます。それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。議案集は76頁になります。有限会社美瑛物産公社の経営状況についてご説明申し上げます。朗読をもって報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第3号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

日程第27 報告第4号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

○議長（濱田洋一議員） 日程第27、報告第4号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

（「はい」の声）

大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） それでは、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況につきまして報告をさせていただきます。議案集につきましては81頁から85頁になります。初めに条文を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第4号の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。経営状況全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第4号の件は報告を終わります。

日程第28 報告第5号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

○議長（濱田洋一議員） 日程第28、報告第5号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、嵯城経済文化振興課長。

（経済文化振興課長 嵯城 和彦君 登壇）

○経済文化振興課長（嵯城和彦君） それでは、報告第5号についてご説明申し上げます。議案集は86頁になります。一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についてご説明申し上げます。朗読をもって報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第5号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願い致します。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。経営状況全般についての質疑を許します。
(「はい」の声)

はい、7番野村議員。

○7番(野村祐司議員) 活性化協会の事業ボリュームも1億円を超えたということで、それぞれまた効果的な事業を期待するんでございますが、この計画のところの支出項目でございますが、8番目の丘のまち交流館運営事業のうちのビ・エール施設管理運営で4200万円と突出しておりますが、これらの支出費目についてどのような形を望んでおるか伺いをいたします。
(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、嵯城課長。

○経済文化振興課長(嵯城和彦君) 丘のまち交流館運営事業費の4262万4千円の内容でございますが、まず収入でございますが、指定管理費として3719万6千円。そしてまたレストランの売上収入といたしまして540万円を見込んでおります。雑収入3千円ということで、合計4262万4千円でございます。そして支出につきましては、報酬、手当、人件費の部分でございますね報酬が2160万円、そして手当28万2千円、法定福利費168万3千円、福利厚生費12万6千円、賃金918万3千円というふうに組んでございます。大きくは需用費で大きくはバイオボイラー、光熱水費が大きいところで、バイオボイラーにつきましては463万4千円、光熱費では632万2千円でございます。

そしてまた大きくは委託料で、エレベーター等、警備委託費、清掃委託費等で958万円を支出を予定しているところでございます。以上です。

○議長(濱田洋一議員) 他にありませんか。
(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第5号の件は報告を終わります。

○議長(濱田洋一議員) 15時20分まで休憩します。

休憩宣告(午後 2時56分)

再開宣告(午後 3時20分)

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて再開します。

日程第 2 9 意見書案第 3 号 道教委新たな高校教育に関する指針の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

○議長（濱田洋一議員） 日程第 2 9、意見書案第 3 号、道教委新たな高校教育に関する指針の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

はい、7 番野村祐司議員。

（7 番 野村 祐司議員 登壇）

○7 番（野村祐司議員） 意見書案第 3 号、道教委新たな高校教育に関する指針の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について、朗読を持ちまして提案とさせていただきます。

（意見書案の朗読を省略する）

以上でございます。よろしくご賛同賜りますよう。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第 2 9、意見書案第 3 号の件を採決します。

意見書案第 3 号、道教委新たな高校教育に関する指針の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第 3 号の件は決議することに決定をして、決議書を関係機関に送付することとします。

日程第30 意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの
貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書について

○議長（濱田洋一議員） 日程第30、意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善に向けた意見書についての件を議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

12番、佐藤剛敏議員。

（12番 佐藤 剛敏議員 登壇）

○12番（佐藤剛敏議員） はい、佐藤です。朗読をもちまして意見書といたします。

（意見書案の朗読を省略する）

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第30、意見書案第4号の件を採決します。

意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善に向けた意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第4号の件は決議をすることと決定をして決議書を関係機関に送付するものとします。

日程第31 意見書案第5号 平成28年度北海道最低賃金改定等に関する意見書について

○議長（濱田洋一議員） 日程第31、意見書案第5号、平成28年度北海道最低賃金改定等に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、13番杉山勝雄委員。

（13番 杉山 勝雄議員 登壇）

○13番（杉山勝雄議員） 朗読をもって提案といたします。

（意見書案の朗読を省略する）

以上であります。よろしくお願ひ致します。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

はい討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第31、意見書案第5号の件を採決します。

意見書案第5号、平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第5号の件は決議することに決定をして、決議書を関係機関に送付するものとします。

日程第32 議員の派遣について

○議長（濱田洋一議員） 日程第32、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条の第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定によって、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思ひます。

お諮りします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることに異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることと決定しました。

日程第 3 3 所管事務調査の申し出について

○議長（濱田洋一議員） 日程第 3 3、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長角和浩幸議員、産業経済常任委員会委員長佐藤晴観議員、議会運営委員会委員長福原輝美子議員から所管事務調査を行うため閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については各委員長からの申し出のとおり、承認をしたいと思いを。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

はい、異議なしと認めます。したがって、本件は、各委員長の申し出のとおり承認をすることと決定しました。なお派遣地、調査事項等に変更が生じた場合は、議長において承認をしたいと思いを。ご了承をお願いをします。

閉会宣告

○議長（濱田洋一議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議については全部終了しました。会議を閉じます。平成 2 8 年第 3 回美瑛町議会定例会を閉会します。

閉会挨拶

○議長（濱田洋一議員） 2 日間にわたってどうもありがとうございます。1 0 名の一般質問の今日 2 名でした。そのうち、昨日反問権が行使され、ますますですね議会が活性化する、そして奥の深い中身のある論議ができればなというふうに思っております。さらなる活性化に向けて、全員で頑張りたいと思いを。1 日も早いまた天候の回復を祈って閉会のご挨拶とします。ありがとうございました。

午後 3 時 3 7 分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成28年9月13日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 佐藤 晴観

議員 角 和浩幸